

# **テロ対策推進要綱**

**～ 高まるテロの脅威から国民を守るために～**

平成16年8月  
警察庁

## 目次

<はじめに> . . . . .	1
<b>1 テロ未然防止対策の強化</b>	
(1) <b>水際対策の強化</b> . . . . .	5
関係機関との緊密な連携による水際危機管理対策	
出入国管理におけるバイオメトリクス <small>（生体認証）</small> の活用	
スカイマーシャル <small>（航空機乗客検査官）</small> の導入	
不法滞在者の半減に向けて	
沿岸警戒の強化	
(2) <b>テロ関連情報の収集・分析及びテロリスト容疑者の発見・取締りの強化</b> . . . . .	6
国際テロリストの剔抉 <small>（てきけつ）</small> 検挙に向けた情報収集・追及態勢の強化	
外国治安情報機関等との連携による情報収集	
安全保障上の重要課題である北朝鮮問題への対応	
極左暴力集団対策の推進	
右翼対策の推進	
オウム真理教対策の推進	
サイバーテロ対策の強化	
(3) <b>重要施設の警戒警備等の徹底</b> . . . . .	7
国土交通省及び空港管理者と連携した空港防護保安対策の強化	
鉄道テロの防圧	
原子力関連施設その他の重要施設における警戒警備の徹底	
警衛・警護措置の強化	
(4) <b>危機管理企画機能の強化とテロ未然防止に必要有効な法制等の整備</b> . . . . .	8
危機管理企画機能の強化	
テロ未然防止に必要有効な法制等の整備	
<b>2 緊急事態発生時の対処能力の強化</b>	
(1) <b>重大テロ等の迅速的確な対処</b> . . . . .	10
N B C テロへの対処	
特殊部隊（S A T）の拡充	
自衛隊、海上保安庁等との連携の推進	
(2) <b>国民の保護・被害最小化のための的確な避難誘導、救助等の実施</b> . . . . .	10
<おわりに> . . . . .	11
別添 . . . . .	12

## <はじめに>

最近、テロへの不安を感じる人が増えている。

平成15年10月に約2,000人の国民を対象に実施された世論調査では、約6割の人が日本国内において国際テロが発生する危険を感じているなど、国民の不安感が高まっていることが明らかになった。

第一に、国民を不安に駆り立てている**テロの脅威の高まりの背景**にはいくつかの複雑に絡み合う要因があると思われるが、これを考察すると、大きく次の5点を挙げることができる。

その1は、**国境を越えて連携するテロ組織のネットワークの広がり及びテロとの戦いにおいて国際社会と共同歩調をとる我が国がテロの標的とされる可能性が高まっていること**である。

昭和54年(1979年)の旧ソ連のアフガニスタンに対する軍事介入に際し、旧ソ連軍と戦うためアフガニスタンに集まったイスラム義勇兵は、平成元年(1989年)に旧ソ連軍が撤退した後、アジア、中近東、欧米、アフリカ諸国等に帰国したり亡命したりしたとされる。こうしたイスラム義勇兵のうち過激派に属する者の中には、冷戦崩壊後の米国中心の世界秩序に反発する国際テロ組織の指導者等となる者も出てきたが、彼らは反米テロを成功させるという目的で糾合し、兵站、資金、技術等の面において、組織間の協力、連携を強めていったと言われている。オサマ・ビンラディンを指導者とするアル・カーイダが出現し、国際テロ組織間の連携が深まる中で、平成13年(2001年)9月11日に米国における同時多発テロ事件(以下「米国同時多発テロ事件」という。)が発生したことは、象徴的な意味合いを持つものであったと考えられる。

こうした中、国際社会と協調してテロとの戦いを続ける我が国は、平成15年(2003年)10月や平成16年(2004年)5月に発されたオサマ・ビンラディンのものとされる声明において、テロの標的として名指しされたほか、平成16年(2004年)4月、イラクで邦人3人が人質となった事件では、同国に派遣した自衛隊の撤退が要求されるなど、テロの標的とされる可能性が高まっている。

その2は、**国内におけるイスラム・コミュニティがイスラム過激派によるテロ活動に悪用されるおそれが高まっていること**である。

現在のところ、継続捜査中であるが、アル・カーイダ関係者で国際手配されていたフランス人が偽造旅券を用いて繰り返し我が国へ入国し、また、我が国から出国していたことが明らかになるなど、もはや我が国は国際テロをめぐる動向と無縁とは言えない状況にある。

米国同時多発テロ事件や平成16年(2004年)3月に発生したスペイン・マドリードにおける同時多発列車爆破テロ事件の関係者は、事件敢行前、西欧のイスラム・コミュニティに紛れ込んでいたと言われる。我が国に滞在するイスラム諸国出身者は約9万人に上るとみられ、全国各地でコミュニティを形成するに至っており、我が国においても、イスラム過激派がテロを引き起こす際に、こうしたコミュニティを悪用する可能性が懸念されるところである。

その3は、過去にテロを敢行し、現在も相当数の工作員を我が国に送り込む北朝鮮によるテロの危険性に変化はないとみられることである。

北朝鮮は、我が国において、これまでも日本人拉致やスパイ活動等の対日有害活動を繰り返してきている。現在も、引き続き相当数の北朝鮮工作員が我が国において活動しているものとみられ、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出等の違法行為を行うおそれがあるほか、有事等の際には、我が国の重要施設に対する破壊工作等のテロを敢行する可能性も否定できない。

核開発問題をめぐっては、北朝鮮が劇的に政策を変更する可能性は低く、今後も瀬戸際外交を継続し、最終解決までには相当の時間を要するものとみられるが、その間に北朝鮮が核開発を継続しているとすれば、核物質のテロリスト等への拡散・移転の可能性も高くなるものと思われる。

その4は、核物質、生物物質、化学物質を使用したテロ(以下「NBCテロ」という。)やソフトターゲットに対するテロのおそれが高まるなどテロの大規模化、無差別化の傾向が強まっていることである。

近年、NBCテロの脅威が急速に高まっている。平成13年(2001年)に米国における炭疽菌事件が発生したほか、平成14年(2002年)には、アル・カーイダのメンバーの米国人が放射性物質をまき散らす「汚い爆弾」(ダーティ・ボム)を使ったテロを計画していた事案、平成15年(2003年)1月には、英国ロンドンにおいて、反テロ法違反容疑で逮捕されたアルジェリア人グループが猛毒リシン関連物質を所持していた事案、平成16年(2004年)2月には、米国ワシントンの上院院内総務事務所で猛毒リシンが発見された事案が報じられている。

特に生物・化学兵器は、核兵器に比べ、原料も入手しやすく、大量生産も容易であるほか、安価であり、テロリストにとって極めて「魅力的な武器」となりつつある。

また、多数の市民が集まるビル等を標的とした米国同時多発テロ事件(邦人24人を含む死者約3,000人)、公共交通機関が直接狙われたスペイン・マドリードにおける同時多発列車爆破テロ事件(死者190人)、観光客等が多数集まるディスコ等が狙われたインドネシア・バリ島における爆弾テロ事件(邦人2人を含む死者202人)等、最近のテロは、大規模化、無差別化の傾向が著しく、テロリストは自らの主張をアピールするため、ソフトターゲットを対象として、甚大な被害を生じさせるテロを今後とも敢行する可能性が高い。

加えて、コンピュータ・ネットワークが行政、重要インフラ等の公共性の高い社会基盤に浸透している中、平成14年(2002年)10月、世界規模でインターネットのデータの流れを制御するルートDNSサーバに対する電子的攻撃が発生するなど、サイバーテロの脅威も現実のものとなりつつある。

このように、テロリストの使用する武器の高度化と標的の無差別化の傾向は顕著であり、かかるテロが我が国で発生したときは、国民の生命に対して甚大な被害が生じることが懸念される。

その5は、社会の犯罪抑止機能や国民の規範意識の低下が指摘されるなど我が国社会のファンダメンタルズが変質する中、既存組織以外の集団等によるものも含めテロの発生の可能性が高まっていることである。

平成14年10月から平成15年11月にかけての「建国義勇軍国賊征伐隊」構成員らによる

広域にわたる連続銃撃・脅迫等事件では、日本刀の収集という趣味を通じて接点を持った、既成の右翼運動とは距離を置く普通の社会人が、首謀者の主張に安易に同調し、短期間のうちにテロ、ゲリラを連続して敢行する集団を形成するに至った。

また、平成14年7月の東京都内のゆりかもめ国際展示場正門駅での爆発事件を始め、近年、相次いで、市販原料とインターネットサイトから入手した情報で手製爆発物を製造する事案が発生している。

さらに、会員が白装束を身にまとい、違法行為や迷惑行為を繰り返して山間部を中心に自動車で隊列を組んで移動していたパナウェーブは、周辺住民に不安を与えたが、警察は情報収集を強化し、厳正な取締りを推進して、不安の除去に努めた。

極左暴力集団、右翼、オウム真理教によるテロの脅威は引き続き高いが、今後は、以上の国民意識の変化等に起因する社会の質的变化に伴い、従来とは異なる新たな主体や形態のテロの発生が懸念される。

第二に、テロの脅威水準の高まりの背景に関する以上の分析を踏まえ、**いかなる対策をとることを警察は求められているか**を検討する。

その1は、テロはその発生を許せば多くの犠牲を生むことから、**テロ対策の要諦はその未然防止**にあり、警察としては組織の総力を挙げてこれに取り組む必要がある。

警察は、国内外のテロ関連情報の収集全般に責任を有するとともに、収集された情報を活用して、追及検挙、警戒警備等の活動を効率的、効果的に推進し、テロの抑止に努める責務を有しており、テロの未然防止には、こうした「三位一体」(情報・追及検挙・警戒警備)の活動を強化することが不可欠である。

具体的には、まず、**外国治安情報機関等と緊密な情報交換を行い、テロ組織やテロリストの動向に関する情報を入手することが不可欠**である。テロは国際的ネットワークを活用して秘密裏に敢行されることが通例であるため、これを未然に防止するためには、質の高い情報、すなわちインテリジェンスをいかに迅速的確に入手できるかが重要であるのは論をまたない。外国治安情報機関等から入手した情報を活用の上、国内関係機関とも緊密に連携し、テロリストを我が国に入れられないよう**水際対策を強化することが重要**である。

また、海外において日本国民や我が国権益に対するテロ事案が発生した場合には、専門能力を有する職員等を現地へ派遣し、情報収集、捜査支援等を実施し、事案の解明に向けた協力を行うことが必要である。

さらに、国内の不審者に関する**情報収集を強化するとともに、これに的確な分析、評価を加えることが肝要**であり、収集された関連情報は、これを掘り下げ、潜在する違法事案の検挙や、テロの標的となり得る重要施設の警戒警備、警衛・警護等の**各種警備対策の推進に活用することが重要**である。

なお、警戒警備等の警備諸対策が真に実効あるものとなるためには、重要施設や公共交通機関等の管理者との緊密な連携はもとより、国民から情報の提供等の協力を確保することが不可欠であり、「**官民を挙げたテロを許さない社会づくり**」への取組みを推進することが肝要である。

その2は、万が一にも**大規模テロが発生した場合に備え、いつでもこれに的確に対処できる態勢を確立しておくこと**である。

大規模テロは、多数の国民の生命、身体の安全、さらには国家の存立にまでかかわる

ものであるが、警察は、このような危機が発生した場合において、その対処に当たり中心的役割を担うこととなる。このため、平素からあらゆる緊急事態を想定した実践的な計画を策定するとともに、関係機関との連携を深め、危機に際して真に機能するネットワークを構築しておくことが重要である。

また、機動隊を中心とする警備警察は、我が国の危機管理対処の中核であり、対処能力のたゆまぬ錬磨、装備資機材の充実等によってその態勢を整備しておくことは、国家の安全保障上も重要であることから、その取組みを強化する必要がある。とりわけ、危機にも対処し得る、高度かつ専門的な能力を有する特殊部隊（SAT）、NBCテロ対応専門部隊、銃器対策部隊等の態勢の充実強化は急務である。

警察庁においては、おおむね3年程度を目途として、国民が安心して暮らせる安全な社会の確立を目指し、平成15年8月、「緊急治安対策プログラム」を策定したが、同プログラムを踏まえつつ、テロの未然防止と発生時の対処に係る以上に述べた基本的な考え方に基づき、当面講ずべき諸対策を取りまとめることとした。

テロ対策の推進に当たっては、日々変化していく情勢に対応し、常に最も効果的な戦略を構築しておくことが必要不可欠である。警察としては、本要綱を着実に実践するとともに、絶えずテロ情勢や諸対策の推進状況を確認の上、本要綱に不断の見直しを加え、もってテロの脅威からかけがえのない国民の生命を守り、国民の信頼と負託にこたえていく所存である。

## 1 テロ未然防止対策の強化

### (1) 水際対策の強化

#### 関係機関との緊密な連携による水際危機管理対策

先般発覚したアル・カーイダ関係者の不法入国事案については、関係警察において関連事件の強制捜査に着手し、真相解明に努めているところであるが、こうした情勢をみても、もはや国際テロの脅威は我が国にとって無縁とは言えなくなっている。そこで、現在、成田国際空港及び関西国際空港において、関係機関の連携の中核を担っている空港危機管理官の関わる活動を強化するなど、関係機関相互の連携を強化し、テロリスト容疑者の発見や入国阻止に努める。

#### 出入国管理におけるバイオメトリクスの活用

国際テロの防圧のためには、テロリスト等を我が国へ入国させないことが重要である。しかし、偽造旅券を判別するための装備資機材の性能や入国審査の時間的制約により、入国時にすべての偽造旅券を見破ることは困難である。実際、偽変造旅券を使用して不法入国をした者の数は年々増加しているとみられ、警察が国内で検挙した者の数は、平成10年から平成15年の間に4倍以上に増加している。

また、米国では、既に査証申請時や査証所持者の上陸時に指紋の採取と顔写真の撮影を実施しているが、平成16年（2004年）9月末までに査証免除者についても同様の措置を実施することとしている。こうした情勢の下、我が国においても、指紋、顔画像等のバイオメトリクスを出入国管理に活用することが喫緊の課題となっている。

そこで、犯罪対策閣僚会議の幹事会の下に設置された「バイオメトリクスを活用した出入国管理に関するワーキングチーム」等と連携を図りつつ、制度的・技術的な検討を精力的に行う。

#### スカイマーシャルの導入

米国同時多発テロ事件以降、航空機を使用したテロの脅威が高まっている。こうした情勢の下、米国は、同国を発着し、又は上空を通過する外国航空便に対する脅威情報が確認された場合には、スカイマーシャルにより当該便を防護すべき義務を課し、その義務を果たさない場合、当該便の領空通過を認めないこととしたことから、スカイマーシャルを実施し、又はその導入を検討する国が増えつつある。また、スカイマーシャルは、一般的抑止効果が期待でき、脅威の状況によっては航空保安の手段として有効である。こうしたことから、その導入に向けた準備を更に進める。

#### 不法滞在者の半減に向けて

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月犯罪対策閣僚会議策定）には、今後5年間で不法滞在者を半減させるとの目標が盛り込まれている。不法滞在者が形成するコミュニティがテロリストに悪用される可能性が懸念されることから、入管法第65条による入国警備官への引渡し手続の活用のほか、不法滞在者の発見検挙に資する装備資機材の充実を図るなど、不法滞在者対策を強力に推進する。

## 沿岸警戒の強化

平成13年12月の九州南西海域工作船事件では、その船体から小型船艇、ゴムボート、水中スクーター等の北朝鮮工作員が潜入・脱出に使用するための道具やロケットランチャー等の極めて殺傷力・破壊力の強い武器が多数発見された。このように、我が国の安全に脅威を与える工作船が、我が国周辺海域で活動している状況の下、警察としては、海上保安庁等関係機関との連携の強化や国民の協力の確保に努めつつ、夜間においても活用できる装備資機材の充実を図るなどして、不審船や不法入国者の早期発見に努める。

## (2) テロ関連情報の収集・分析及びテロリスト容疑者の発見・取締りの強化

### 国際テロリストの別検挙に向けた国内における情報収集・追及態勢の強化

近年、我が国においても、全国各地でイスラム・コミュニティが形成されつつある。また、諸外国では、テロリストが現地のイスラム・コミュニティに潜伏し、隠密裏にテロの準備を進めていた事案が把握されており、我が国においても、今後、イスラム過激派がテロを引き起こす際に、こうしたコミュニティを悪用する可能性が懸念される。このため、警察としては、テロ対策の体制を強化し、不審動向に関する情報収集、不審点の徹底説明、伏在するテロ関連事案等の別検挙を推進する。

### 外国治安情報機関等との連携による情報収集

国境を越えてネットワーク化しつつあるテロ等に対処するためには、外国治安情報機関等との緊密な関係の構築や質の高い情報の交換を、警察庁自ら、国と国との関係において行うことが不可欠である。このため、警察庁においては、外国治安情報機関等との間で、外事情報部長によるハイレベルの情報交換や海外連絡担当官を通じた実務レベルの情報収集を推進しているが、今後は、態勢を更に強化し、課長クラスや担当官相互の情報交換の強化を図る必要がある。また、海外において邦人や我が国権益に対するテロ事案が発生した場合には、その解決に向けて、人質交渉や鑑識等の専門能力を有する職員等から構成される国際テロリズム緊急展開班（T R T - 2 (Terrorism Response Team - Tactical Wing for Overseas)) を現地へ派遣し、情報収集・捜査支援活動を展開して事案の解決に貢献するよう努める。

さらに、情報収集衛星による画像情報の活用を図るため、分析能力を向上させる。

### 安全保障上の重要課題である北朝鮮問題への対応

北朝鮮は、過去に重大なテロ事件を引き起こし、日本人拉致容疑事案、不審船事案等を敢行しているほか、工作員を繰り返し我が国に入国させ、また、我が国から出国させていること、北朝鮮への大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事件が相次いで検挙されていることなどから、北朝鮮の動向には、テロ対策の観点から引き続き重大な関心を払う必要がある。こうした状況に対処するために必要な体制を強化し、北朝鮮工作員容疑者等に関する情報収集を強力に推進するほか、警察庁においても、体制を強化して、関連情報の集約、日本人拉致容疑事案や北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の解明等を推進する。

### **極左暴力集団対策の推進**

極左暴力集団は、強大な非公然組織を擁した国内最大のテロ組織であり、しかも、従来から時限式爆発物、飛翔弾等を用いたテロ、ゲリラや内ゲバを繰り返しており、依然として我が国の治安上最大の脅威の一つである。こうした脅威を除去するため、非公然組織の実態解明・解体、非公然アジトの摘発、指名手配被疑者を含む非公然活動家の発見等を強力に推進する。

### **右翼対策の推進**

右翼は、北朝鮮問題、領土問題、靖国問題等の関心事項が山積する中、今後も政府等に対する抗議活動を活発化するものとみられ、その過程で、政府要人、関連施設等に対するテロ、ゲリラやクーデター事件を引き起こすおそれがある。最近では、北朝鮮関連施設、政府政党要人等を攻撃対象として、広域にわたりけん銃発砲、爆発物類似物件の設置等の連続テロ、ゲリラを敢行した建国義勇軍事件が発生している。

近時、右翼は、潜在性、反警察姿勢を一層強めてきているため、広域にわたる追及捜査による対処を強力に推進する。

### **オウム真理教対策の推進**

オウム真理教は、麻原彰晃こと松本智津夫被告を首謀者とし、地下鉄サリン事件を始めとするテロを行った団体である。教団は、依然として松本被告の絶対的影響力の下にあり、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性を有していることが認められる。また、依然として3人の特別手配被疑者が逃走中である。さらに、教団は、一時ロシアから撤退したものの、近年、幹部信者を派遣するなど同国内での活動を再び活発化させているほか、平成12年には、松本被告奪還テロを企図したロシア人信者がロシア治安当局に検挙されている。こうしたテロ等の未然防止を図るため、総合的な教団対策を推進する。

### **サイバーテロ対策の強化**

社会の情報化、ネットワーク化の飛躍的進展により、情報システムや情報通信ネットワークが重要インフラ等の公共性の高い社会基盤に浸透するのに伴い、サイバーテロの脅威が現実のものとなっている。このため、サイバーテロに係る情報収集・捜査体制及び緊急対処能力の強化、捜査員の教育訓練の充実、重要インフラ事業者や海外関係機関との連携強化等を図る。

## **(3) 重要施設の警戒警備等の徹底**

### **国土交通省及び空港管理者と連携した空港防護保安対策の強化**

平成16年4月に発生した東京国際空港における連続車両強盗等事件は、一步誤れば航空機と車両の衝突という大惨事を招きかねない事件であった。事件の反省教訓を踏まえ、今後はこうした事案の絶無を期すべく、国土交通省及び空港管理者と緊密な連携を図るとともに、装備資機材の充実を図るなど、不審者・不審車両の検索や空港施設への車両突入を阻止するための対策を推進する。

### **鉄道テロの防圧**

平成16年（2004年）3月のスペイン・マドリッドにおける同時多発列車爆破テロ事件を踏まえ、警察は、国土交通省及び鉄道事業者との連携の下、特に新幹線を重点に駅、鉄道等警戒警備を徹底しているところである。今後は、装備資機材の高度化を図るなど、機動隊の爆発物の処理能力を向上させる。

### **原子力関連施設その他の重要施設における警戒警備の徹底**

昨今の厳しいテロ情勢を踏まえ、警察では、原子力関連施設については、サブマシンガン、ライフル銃、装甲警備車等を装備した銃器対策部隊等による恒常的な警戒警備等を実施しているほか、一般の機動隊においても、平成13年9月の米国同時多発テロ事件以降、その他の重要施設の警戒警備を強化しているところである。銃器対策部隊は、原子力関連施設の警備の中核であり、テロの未然防止のため、その装備資機材の充実を図る必要がある。また、機動隊等の各種装備品は、重大事案発生時に事案を鎮圧するとともに機動隊員の生命を守るものであるため、計画的な減耗更新等を行う必要がある。

### **警衛・警護措置の強化**

昨今の厳しいテロ情勢や平成15年7月に北海道で発生した自動車お列進行妨害事案を踏まえ、皇室と国民の親和に配慮しつつ、車列の警戒力の強化を図るため、必要な装備資機材を整備するとともに、的確な指揮体制の確立を図る。

## **(4) 危機管理企画機能の強化とテロ未然防止に必要有効な法制等の整備**

### **危機管理企画機能の強化**

平成16年5月20日の3党合意により、平成17年の通常国会に緊急事態基本法案が提出される予定である。警察としては、同法案の策定作業に積極的に参画するとともに、緊急事態に対処するための警察組織の在り方等についても必要な改革を不断に行うほか、引き続き、安全保障会議・事態対処専門委員会における緊急事態への対処の検討等に当たっても中核的な役割を果たしていく。

### **テロ未然防止に必要有効な法制等の整備**

テロ対策の要諦はその未然防止にある。平成16年6月22日に開催された第3回犯罪対策閣僚会議においては、官房長官からテロ対策について、その未然防止のため、運用面、法制面の両面にわたり不断の見直しが必要である旨の指示がなされた。これを受け、今後、関係省庁間で具体的な方策が検討される過程に、警察も積極的に参画していく。

ちなみに、欧米諸国では、各国の実情に応じてテロ対策のための法制が整備されていたが、米国同時多発テロ事件以後、その内容が更に強化され、また、国際的な協力の枠組みの下でテロ対策を推進することがより強く求められるようになった（別添参照）。

例えば、

- ・ 水際対策に関しては、退去強制事由として、現実に公安侵害行為が行われ

たことを要件としない国が欧米諸国には多い。また、米国では、外国人を対象に入出国時に指紋や顔データを採取するシステムの運用が開始されている。

- ・ 関連情報の収集・分析及びテロリスト容疑者の発見・取締りに関しては、フランスやドイツでは、宿泊業者は、外国人を宿泊させる場合、確実に身分確認を行った上、人定事項を宿泊カードに記載させるとともに、それを警察機関等に報告することが義務付けられている。また、米国や英国等において通信傍受やおとり捜査等が認められる範囲は、我が国と比べて広い。
- ・ 生物剤及び毒素の管理に関しては、英国では、その管理者に対し、保管と使用について内務大臣への届出義務を課し、罰則を設けている。
- ・ 重要施設の警戒に関しては、英国では、テロ防止のため、一定の警察幹部が指定した区域において人及び車両を停止させたり、指定した道路において駐車を禁止又は制限したりすることができるものとされている。また、ドイツでは、所管官庁が空港・航空会社や原子力発電所等の職員に対し、同意を得て保安検査を行うことができるものとされている。

このように欧米諸国においてテロ法制が強化され、アル・カーイダ関係者が多数逮捕されるなどテロの未然防止等に効果を上げているとみられる中で、国際的に見て我が国がテロ対策の抜け穴（ループホール）となることは許されない。このため、諸外国のテロ法制・運用状況について研究を進め、我が国の国情、法体系に則し国民の合意が得られる有効な法制が整備されるよう、内閣官房を始め関係省庁との連携を更に強化する。

## 2 緊急事態発生時の対処能力の強化

### (1) 重大テロ等の迅速的確な対処

#### NBCテロへの対処

オウム真理教による平成6年の松本サリン事件や平成7年の地下鉄サリン事件等の一連の事件は、化学物質を使用した新たな形態のテロを現実の脅威として内外に認識させた。また、平成13年(2001年)の米国における炭疽菌事件、平成14年(2002年)のアル・カーイダのメンバーの米国人が放射性物質をまき散らす「汚い爆弾」(ダーティ・ボム)を使ったテロを計画していた事案、平成15年(2003年)の英国におけるアルジェリア人グループがリシン関連物質を所持していた事案、平成16年(2004年)の米国における上院院内総務事務所で猛毒リシンが発見された事案が報じられるなど、NBCテロの脅威は国際的な高まりをみせている。

警察では、原因物質の検知・除去等に対応できる高度な対応能力を有するNBCテロ対応専門部隊を増設するほか、警察署にも所要の装備資機材を配備し、第一的な初動対処活動を迅速に行うことができるようにする。

#### 特殊部隊(SAT)の拡充

SATは、ハイジャック、重要施設占拠事案等の重大テロ事件、銃器等の武器を使用した事件等に出動し、被害者・関係者の安全を確保しつつ、事態を鎮圧して、被疑者を検挙することを主たる任務としており、この種事案への対処の切り札である。このため、偵察・制圧用装備資機材の一層の高度化、訓練施設の充実に努めるほか、態勢の拡充を図る。

#### 自衛隊、海上保安庁等との連携の推進

緊急事態等への対処には関係機関との連携が不可欠である。これまで、警察では、治安出動時を想定した自衛隊との共同図上訓練(平成14年11月以降29道府県で実施)、原子力関連施設の警戒警備等に関する海上保安庁との共同訓練(平成15年6月以降8道県で実施)、NBCテロを想定した消防や自治体等との共同訓練等を積み重ねてきた。今後ともこうした関係機関との連携を強化し、対処能力の向上に努める。

### (2) 国民の保護・被害最小化のための的確な避難誘導、救助等の実施

平成16年6月に成立した国民保護法で規定する武力攻撃事態等や大規模テロ等の緊急対処事態において、警察は、避難住民の誘導や被災者の救助に迅速的確に対応する責務を有しているが、こうした事態の下では、全国的、広域的な対応が必要となることが想定されることから、そのための実践的な訓練を実施する。また、大規模テロや自然災害等の発災時における被害者の救助や住民の避難誘導に活用できる装備資機材の充実に努める。さらに、警察庁の国民保護に関する計画を策定するとともに、警察として、政府の基本指針や都道府県及び市町村の計画の策定作業に積極的に参画する。

### <おわりに>

平成12年7月に取りまとめられた「警察刷新に関する緊急提言」では、「優秀な人材を採用し、その能力を高める」こと及び「警察職員が努力をすれば報われ、社会から感謝と尊敬を受け、誇りと使命感を持って仕事ができるような環境を実現させる必要があり、政府は、報償制度の充実その他の待遇改善にも努めるべき」ことなどを内容とする提言がなされた。

また、平成16年6月に開催された第3回犯罪対策閣僚会議では、小泉総理大臣から、「きつい仕事、危険な仕事」に従事する現場職員の処遇には十分配慮しなければならない旨の発言があったところである。

いかなる計画を策定しても、また、いかに最新式の装備資機材を整備しても、計画を実行に移し、また、装備資機材を活用して捜査や警戒警備に当たるのは、結局のところ「人」である。このため、教養訓練の充実等により警察官一人一人の能力を高めるとともに、職務の困難度や実績に応じた適切な処遇を確保し、優秀で使命感あふれる人材を育成することが重要であり、こうした点にも十分に配慮しながら要綱の本編に掲げる施策を推進し、もって高まるテロの脅威から国民を守るため全力を尽くすこととする。

## 欧米諸国の立法例の概要

## 米国

## 連邦移民国籍法

- ・ 移民官は、国境から100マイルの範囲内では、無令状で、船舶、列車、航空機、車両等に乗込み、外国人を捜索することができる。
- ・ 米国に30日以上滞在する14歳以上の外国人は、(滞在開始から30日が経過するまでに、)到着日・到着地、滞在目的、滞在期間、犯罪歴その他の事項を登録し、指紋採取に応じなければならない。
- ・ 合衆国における外国人の在留又は活動が合衆国の対外政策に重大な不利益をもたらすものと国務長官が信じる相当な根拠のある場合、当該外国人を退去強制することができる。

## 反テロ及び効果的死刑法

- ・ 国務長官は、国家の安全保障を脅かすテロ活動に従事する外国組織を外国テロ組織として指定する。
- ・ 指定された外国テロ組織に対して物質的支援を行い、又は行うことを企てることを、犯罪とする。また、指定された外国テロ組織等の資金を占有又は管理していることを知った金融機関は、占有又は管理を続けるとともに、当該資金が存在することを報告しなければならない。違反した金融機関には罰金が科せられる。
- ・ 有線又は電気通信事業者は、政府の要請に基づき、裁判所の通信記録開示令状が発出されるまで、所有する通信記録を90日間保全するものとする。
- ・ 司法長官及び財務長官は、連邦政府がその全部又は一部を所有又は賃借し、法執行機関が使用するコロンビア特別区内の建物に隣接する道路に自動車を駐車すること、その建物に直接接する土地で営業を行うことを禁止することができる。

## 愛国法

- ・ 司法長官は、国家の安全を脅かす行為に関与していると信ずる合理的な理由のある外国人を(無令状で)拘束することができる。
- ・ 令状で特定された容疑者について、その使用するすべての携帯電話等の通信傍受を認めるなど、捜査機関による通信傍受権限を強化する。
- ・ 出入国管理強化のため、関係行政機関による情報共有を強化する。  
同法のうち一部の規定は、2005年12月31日までの時限条項とされている。

## 英国

### テロリズム法

- ・ 一定のテロ組織を「禁止団体」として指定し、「禁止団体」に所属すること等を犯罪とする。
- ・ テロ目的で使われることを意図し、又は使われる合理的な疑いを持ちながら、金銭等を受領、提供、使用すること等を犯罪とするほか、警察官、税関職員、入国審査官は、テロ目的で使われる疑いのある現金等を無令状で捜索、押収できる。
- ・ 警察官は、テロリストであると合理的に疑われる者を無令状で逮捕できる。
- ・ 警察官等は、海空港又は国境地域において、テロリストであるかどうかを確認するため、質問し、旅券その他の書類を提示させること、また、人及び車両を停止させ、無令状で捜索・身柄拘束を行うことができる。
- ・ テロ防止のため、制服警察官は、警察幹部が指定した区域において人及び車両を停止させ、無令状で捜索し、また、指定した道路において、駐車を禁止し、又は制限することができる。

### 調査・捜査権限法

- ・ 警察官等は、国家の安全保障、重大犯罪の防止・探知又は英国の経済的繁栄の確保のため、内務大臣の許可状に基づいて、郵便物の開披、電気通信の傍受を行うことができる。
- ・ 警察官等は、国家の安全保障、重大犯罪の防止・探知又は英国の経済的繁栄の確保のため、警察本部長等の許可状に基づいて、住居・車両内に（会話等の）監視のための機器を設置することができる。
- ・ 警察官等は、国家の安全保障、重大犯罪の防止・探知、英国の経済的繁栄の確保、公共の安全、公衆衛生、税金の課税調査等のため、秘密捜査官による情報活動を行うことができる。

### 対テロ・犯罪・警備法

- ・ テロ対策のため、関係機関相互間での情報共有を強化する。
- ・ 国際テロリストの疑いがあると内務大臣が認めた者で、直ちに国外退去させることができない者について、入国審査官は無令状で拘束することができる。
- ・ 英国に到着し、又は英国から出発する船舶又は航空機の所有者等は、乗客・乗員・その所有する車両及び荷物についての情報を、警察官等の要求に基づいて提供しなければならない。
- ・ 内務大臣は、国家の安全の維持、国家の安全に関わる犯罪の予防・探知等のため必要がある場合、通信事業者に対し、通信記録を保存するよう指示することができる。
- ・ 病原菌及び毒素の管理者に対して、保管、使用等の内務大臣への届出義務を課すなどにより、病原菌及び毒素に対する安全管理を強化する。
- ・ 原子力庁警察の権限を拡大するなどにより、民間原子力機関の保全措置を強化する。
- ・ 航空機又は空港の制限区域に許可なく立ち入った者を無令状逮捕できるとするなどにより航空保安措置を強化する。

### 移民法

- ・ 外国人の退去強制が連合王国の公共の利益に資するものと内務大臣が判断する場合、当該外国人を退去強制することができる。

# ドイツ

## 連邦届出基本法

- ・ 宿泊業者等は、宿泊者の氏名、生年月日、住所、国籍等の事項を届出書に記載させ、これを要求に応じて警察等に提出する義務がある。外国人については、届出書記入の際、旅券等の身元確認文書により身元を確認する義務がある。

## 刑事訴訟法

- ・ 警察官は、犯罪の嫌疑がある者に対しては、その者の身元確認のために必要な措置を採ることができる。犯罪の解明のため必要である場合に限り、犯罪の嫌疑のない者でも身元を確認することができ、身元確認のために不可欠な間（12時間を限度とする）、対象者を拘束することができる。
- ・ 警察官は、内乱、スパイ活動、テロ団体の結成等の一定の罪につき、裁判官の命令に基づいて、電気通信の傍受・録音ができる。また、住居内の被疑者による非公開の会話を傍受・録音することができる。
- ・ 内乱、スパイ行為、テロ団体の結成等の国家の安全に対する犯罪又は武器の違法な取引等の犯罪について、検察庁の同意を得て秘密捜査官を投入することができる。秘密捜査官は架空の身分の下に法律行為を行うことができる。そのために必要な書類の作成等も可能である。秘密捜査官の人定事項は投入終了後も秘密にしておくことができる。

## 連邦国境警備隊法

- ・ 連邦国境警備隊（BGS）は、国境地域において、必要な場合に人の身元を確認することができ、また、他の方法では身元確認が不可能又は著しく困難な場合は、指紋採取や写真撮影等の鑑識上の措置を採ることができる。

## 信書、郵便及び電気通信の秘密の制限に関する法律

- ・ 憲法擁護庁の職員等は、国家の安全保障や治安維持のため、主務大臣の令状に基づいて、電気通信の傍受を行うことができる。

## ノルトライン・ヴェストファーレン州警察法

- ・ 警察官は、危険を防止するため又は検問所において検問する場合など一定の場合に、人の身元を確認するため、停止させ、質問し、身分証明書の提示を求めることができる。他の方法では身元確認が不可能又は著しく困難な場合には、拘束し、捜索を行うことができ、更に必要な場合は、指紋採取や写真撮影等の鑑識上の措置を採ることができる。
- ・ 警察官は、人の生命、身体に対する現在の危険を排除するため必要なとき等においては、（緊急の場合は無令状で）住居者の同意なく住居への立入り、捜索を行うことができる。

## 航空交通法

- ・ 所管官庁は、空港、航空会社の職員等に対して、同意を得て保安検査を行うことができる。また、保安検査のため、警察及び憲法擁護機関から必要な情報提供を受けることができる。

## 原子力法

- ・ 所管官庁は、放射性物質の運搬に関与する職員、又は原子力発電所等の施設の職員に対し、同意を得て保安検査を行うことができる。このため、警察機関又は情報機関に照会することができる。

## 外国人法

- ・ 外国人の在留がドイツの公共の安全及び秩序又はその他の重大な利益を侵害する場合、当該外国人を退去強制することができる。

# フランス

## 外国人政令

- ・ 宿泊業者等は、外国人を宿泊させる場合、警察の個人カードに氏名、生年月日、住所、国籍等の事項を記入させ、このカードを毎日警察に届け出なければならない。

## 刑事訴訟法

- ・ 警察官は、治安に対する侵害を予防するため必要な場合、人の身元確認を行うことができる。身元確認を拒否し又は身元を証明できない者については、最大4時間拘束することができる。また、予審判事等の許可を得て、指紋採取や写真撮影を行うことができる。
- ・ 警察官は、国境地域及び国際海空港・駅において、すべての者に対して身元確認を行い、旅券等特定の書類の提示を求めることができる。身元確認を拒否し又は身元を証明できない者については、最大4時間拘束することができる。また、予審判事等の許可を得て、指紋採取や写真撮影を行うことができる。

## 通信傍受法

- ・ 警察官や国土監視局（D S T）の職員等は、国家の安全やテロの予防等のため、内務大臣等の要請に対する首相の許可に基づいて、電気通信の傍受を行うことができる。
- ・ 警察官は、重罪又は2年以上の拘禁刑が科せられる軽罪の捜査に必要な場合、予審判事の命令により、電気通信の傍受を行うことができる。

## 日常の安全に関する法律

- ・ テロ行為の捜査等のため、警察官は、一定の場所において、すべての者の身元確認を行うことができるほか、車両を停止させ、無令状捜索を行うことができる。
- ・ 犯罪捜査等の必要がある場合、通信事業者が、一定期間、通信記録を保存できる。
- ・ テロ目的で使用されることを意図し、又は使われる合理的な疑いをもちながら、資金等を受領、提供、管理すること等を犯罪とする。  
これらの規定は2006年12月31日までの時限立法とされている。

## 外国人のフランスへの入国等の条件に関する1945年政令

- ・ 外国人のフランス領における存在が公共の秩序にとって特に重大な脅威になると内務大臣が認めた場合、当該外国人を退去強制することができる。